

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年11月29日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	松	木	茂	盛
同	高	野	正	晴

措置の通知書

平成 24 年度 定期監査（前期）（24 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 収入事務 収納料金の払込みを適正に行うべきもの (報告書 2 ページ)</p> <p>ア コピー使用料及び私用電話料について、複数月分をまとめ金融機関等へ払込みを行っていた。</p> <p>長野市会計事務の手引によると、コピー使用料及び私用電話料については、1 か月ごとに調定し金融機関等へ払い込むこととされている。手引に基づき適正な収納事務をされたい。 (芹田支所・加茂小学校・裾花小学校)</p> <p>3 支出事務 (2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。切手等は金券であるので、適切に管理されたい。 (若穂支所・広徳中学校)</p>	<p>出納簿を作成し、月ごとにとりまとめをする体制をつくり、長野市会計事務の手引に則り 1 か月ごとに調定し金融機関へ払い込むよう改善を図った。 (芹田支所)</p> <p>郵便切手については、使用者が庶務担当職員に使用を申し出て、庶務担当職員が受払簿に記入したうえで支出するように改め、複数の職員が確認して使用するよう改善を図った。 (若穂支所)</p>